

◆高知県森林整備公社賛助金の位置付けについて

I 賛助金の性格 ～議会答弁～

1. 公社賛助金

| 年度 | 残額 |
|-------|----------------|
| 昭和 37 | 7,281,155 |
| 38 | |
| 39 | 9,695,128 |
| 40 | 11,804,546 |
| 41 | 19,137,956 |
| 42 | 22,213,068 |
| 43 | 25,935,361 |
| 44 | 33,532,186 |
| 45 | 42,700,000 |
| 46 | 49,167,037 |
| 47 | 65,083,856 |
| 48 | 85,530,938 |
| 49 | 96,356,770 |
| 50 | 129,736,191 |
| 51 | 36,133,094 |
| 52 | 83,124,392 |
| 53 | 70,085,328 |
| 54 | 114,248,436 |
| 55 | 192,419,681 |
| 56 | 233,440,903 |
| 57 | 259,613,219 |
| 58 | 304,231,580 |
| 59 | 358,160,690 |
| 60 | 19,726,731 |
| 61 | 519,169,363 |
| 62 | 658,551,050 |
| 63 | 557,292,000 |
| 平成 1 | 640,565,000 |
| 2 | 690,263,000 |
| 3 | 736,634,000 |
| 4 | 730,000,000 |
| 5 | 750,000,000 |
| 6 | 12,273,115 |
| 7 | 0 |
| 8 | 780,142,879 |
| 9 | 731,000,000 |
| 10 | 878,000,000 |
| 11 | 887,000,000 |
| 12 | 876,000,000 |
| 13 | 841,410,189 |
| 14 | 936,536,763 |
| 15 | 830,330,005 |
| 16 | 798,475,516 |
| 17 | 680,384,369 |
| 18 | 602,233,432 |
| 19 | 631,492,719 |
| 20 | 600,823,255 |
| 小計 | 17,637,934,901 |

■昭和37年9月議会

【質問者：細木議員】

・・・林業振興費のうち八百五十七万二千円が、林業公社へ賛助金として出されることになっておりますが、負担金とも補助金とも違った性格のお金のように思われますが、この意味につきましていかに解釈してよろしいか、・・・

【答弁者：総務部長】

・・・支出いたしました賛助費は、主伐収入がありました際に、これを返還してもらうという建前で支出いたしておるわけでございます。従いまして、賛助費の性格は、その実質は県から公社に対する貸付金でございます。ましてその形式は将来収入がありました場合に返還してもらうという条件付の補助金の性格を持っております。・・・

■平成14年2月議会

【質問者：中沢議員】

・・・理論的に賛助金とはどのような意味を持つ経費なのか、伐採ができて収益配分がなく負債が残る場合、返還は求めない経費なのか、ここでしかと聞いておきたいと思っております。・・・

【答弁者：知事】

・・・森林整備公社への賛助金についてでございますが、これは公社の設立の当初から、農林漁業金融公庫の制度融資などで賄えない部分を県が交付しているものでございます。この賛助金は、将来収入がありました場合に返還をしてもらうという条件付きの補助金として制度化されておりますので、収入がありましたら償還されるべきものだと考えております。・・・

◆賛助金の位置付け

収入があった際に償還される補助金

特別交付税の増額分
を公社支援に活用

◆平成21年11月議会

◆特別交付税

2. 公社貸付金

| 年度 | 貸付金額 |
|------|-------------|
| 平成 7 | 800,000,000 |

3. 賛助金+貸付金

| | |
|----|----------------|
| 合計 | 18,437,934,901 |
|----|----------------|

■貸付金実施の経緯

平成7年度のみ、当時進めていた公社改革協議の結果を待つこととし、賛助金ではなく貸付金として支援を実施(財政課判断)。当時の検討の中では、市中銀行からの長期借入金による対応も協議されたようだが、市中銀行からの借入総額及び支払利息額を考えた場合、導入は困難と判断し、翌年度から賛助金による支援方式にもどされたもの。

II 公社の公共性・公益性 ～議会説明～

【平成19年2月議会 産業経済委員会

：森づくり推進課長】

・・・森林整備公社賛助金ですが、これは県からの派遣職員の人件費や造林経費及び農林漁業金融公庫などの元利償還金を含めた公社経営に必要な資金を賛助金として支援するものでございます。この予算のうち、人件費を除いたものが公庫や市中銀行への元利償還金等となっておりますが、平成18年度は厳しい財政状況を踏まえまして、市中銀行から借り入れ、手当てをしておりました。こうした資金を公社が公庫や市中銀行から借り入れを行う際に、県が損失補償を行っておりますが、平成18年11月に横浜地裁におきまして、川崎市が第三セクターの借入債務のために金融機関との間で締結しました損失補償契約が、いわゆる財政援助制限法第3条に違反し、無効との判断が示されました。司法の場で損失補償が無効とされた以上、公社の資金調達に損失補償契約を行うことは、行政として慎重に対応すべきと考えまして、厳しい県財政の折ですが、その必要経費を賛助金として支援することといたしました。

公社は、国の造林政策に応じまして、分収方式による森林の適正管理を行うことにより、森林の公益機能や雇用の場の確保など、山村地域の経済効果の維持促進に貢献するなど、極めて公共性、公益性の高い社団法人であると認められているために、事業内容

◆公社の位置付け

公共性・公益性が高い団体 → 県が支援実施

◇参考

○社団法人高知県森林整備公社賛助金交付規程(抜粋)

(賛助金の交付)

第1条 県は、森林資源の造成により農山村経済の振興に寄与するため、この規程の定めるところにより、社団法人高知県森林整備公社(以下「公社」という。)が行う造林事業の資金として公社に対し、予算の範囲内において賛助金を交付する。

(賛助金の額)

第2条 賛助金の額は、公社の経営に要する事業費から、県の造林補助金、農林漁業金融公庫の造林融資金その他の収入で知事が指定するものをもって充てる事業費の額を差し引いた不足見込額の範囲内とする。

(賛助金の交付の時期)

第6条 知事は、前条第1項に規定する事業完成届を受理したときは、その内容を審査のうえ賛助金を交付するものとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、公社において事業計画の遂行上必要があると認めるときは、賛助金の全部又は一部の概算払をすることがある。この場合において、公社は、市町村等が費用負担者として加わる分収契約に係るものについての概算払の額を明らかにしなければならない。

(賛助金の交付の条件等)

第7条 公社は、造林した立木の伐採による収入(主伐としての伐採によるものに限る。)があった場合には、交付を受けた賛助金に相当する金額を一時に又は分割して返還するものとする。

2 前項の規定による返還は、当該賛助金の交付を受けたときから80年以内に終了しなければならない。ただし、市町村等が費用負担者として加わる分収契約に係るものについては、契約期間が終了し費用が清算される時点とする。

3 第1項の規定による返還の方法及び毎年度の返還金額は、知事と公社が協議して定めるものとする。

○過去の規程改正*主な改正事項抜粋

【平成14年4月1日改正】

第7条

2 前項の規定による返還は、当該賛助金の交付を受けたときから40年以内に終了しなければならない。・・・

2 前項の規定による返還は、当該賛助金の交付を受けたときから80年以内に終了しなければならない。・・・

【平成19年5月1日改正】

第7条

3 第1項の規定による優先順位は、公社が農林漁業金融公庫から借り入れた造林融資金の元金及び金融機関から借り入れた事業資金の元金に次ぐものとし、その方法及び毎年度の返還金額は、知事と公社が協議して定めるものとする。

3 第1項の規定による返還の方法及び毎年度の返還金額は、知事と公社が協議して定めるものとする。

森林整備公社賛助金の見直し

背景

特別交付税の拡充

- 国と本県を含む5府県での「林業公社の経営対策等に関する検討会」で、国の支援策である特別交付税が拡充。
- 拡充内容 (特別交付税対象=県からの無利子貸付、利子補給額)
措置率の拡充20% (H18~20) → 50% (H21~)、上限の拡充2億円 (H18~20) → 5億円 (H21~)

特別交付税の対象

- 有利子負債利息：特別交付税の対象
- 有利子負債以外の賛助金：特別交付税の対象外であったが、貸付金とすることで、特別交付税の対象に。
- 賛助金を貸付金と補助金に区別することで、平成22年度以降、約1.8億円の特別交付税の増額が見込まれる。

賛助金の性格

- 「木材収入があった際に償還される補助金」と位置付け。
- 県は債権管理を行い、公社は長期固定負債として決算処理。
- 補助金と貸付金の制度が混同しており、整合性をとる必要がある。

- 特別交付税の増額を得るため賛助金を貸付金と補助金に区別し、県の支援が全て特別交付税の対象となるよう整理。
- 増額となる特別交付税は、可能な限り公社支援の財源として活用し、県民負担の軽減を図る。

長期借入金残高 (H20年度末)

| (単位百万円) | 一般会計 | 教育の森 | 計 |
|---------|--------|------|--------|
| 県 賛 助 金 | 17,638 | | 17,638 |
| 県 借 入 金 | 800 | | 800 |
| 公庫借入金 | 7,268 | 854 | 8,122 |
| 市中銀行等 | 1,305 | | 1,305 |
| 計 | 27,011 | 854 | 27,865 |
| 市町村負担金 | 64 | | 64 |
| 合計 | 27,075 | 854 | 27,929 |

補正前

賛助金 (H21当初) 633百万円
 ① 利子助成以外 444百万円
 ② 利子助成 189百万円
 既交付賛助金 (H20年度末現在)
 ③ 17,638百万円

特別交付税1.1億円

補正後

貸付金 (①+③) ※1月貸付実行
 18,082百万円
 利子助成補助金 (②) 189百万円

特別交付税1.5億円

森林整備公社の経営改善に向けて (予定)

H21.11「森林整備公社経営検討委員会」の設置

- 新公益法人移行への可否及び存廃を含めた方向性を検討

H22.3 次期行政改革プランの策定

- 森林整備公社の今後の方向性を盛り込む

H23.3めど

森林整備公社改革プラン (仮称) の策定

国の林業公社会計基準の見直し
 を踏まえた対応が必要

※ H21当初予算ベースでは、1.1億円から2.9億円の増額が見込まれる。